

業務名：帽子取事業所(国有林協議・林地開発協議資料作成)業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

当業務は、以下を行うためのものである。

- 1) 東伯郡琴浦町八橋において、稼働中の建設発生土処分場『帽子取事業所』の計画変更(沈砂池の埋戻し)に伴う国有林協議に必要となる用地測量及び用地調査。
- 2) 同じく『帽子取事業所』の計画変更に伴う林地開発(変更)協議書の作成。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「設計業務共通仕様書(最終改定平成24年4月1日)」によるほか、この特記仕様書によること。

【測量業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		【測量業務】 ○用地測量 ・公図転写、土地登記簿調査、公図等連続転写：2万m ² ・境界確認～境界点間測量：0.7万m ² ・用地境界仮杭設置～土地調書作成：0.5万m ² ・用地幅杭設置：0.3km
1	1		109	主任技術者	1 2	測量業務における主任技術者を定め、業務の技術上の管理を行うものとする。
1	1		110	照査技術者	1	測量業務における、照査技術者を定め照査を実施する。
1	1		108	現場代理人	1	測量業務における現場代理人を定め、業務の管理及び統括を行うものとする。
1	1		116	関係官公庁への手続き等	1	関係機関との調整が必要となることが想定される場合には、調査職員と協議すること。
1	1		117	地元関係者との交渉等	2	地元関係者との調整が必要となることが想定される場合には、調査職員と協議すること。
1	1		119	成果物の提出	1	報告書2部。内訳は以下。 ・業務報告書 ・図面 ・縮小版製本(A3版) ・電子媒体(CD-ROM等) 本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成納品すること。提出部数は以下のとおり。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				その他		国有林区域境界杭の所在が不明の場合は、森林管理署の定める手法により境界復元の追加作業が生じる。(変更対象) 森林管理署の許可等の手続きに要する間は、測量作業が中断することもあり得る。

【設計業務】						
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加						【設計業務】 ○林地開発申請書作成（修正業務、A=4.5ha）
1	1		1106	管理技術者	3	本業務は、管理技術者を定め、業務の技術上の管理を行うものとする。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
1	1		1110	打合せ等	2	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時
1	1		1112	資料の貸与及び返却	1	本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
1	1		1113	関係官公庁への手続き等	1	地元関係者との調整が必要となることが想定される場合には、調査職員と協議すること。
1	1		1114	地元関係者との交渉等	2	地元関係者との調整が必要となることが想定される場合には、調査職員と協議すること。
1	1		1116	成果物の提出	1	報告書2部。内訳は以下。 ・業務報告書 ・図面 ・縮小版製本(A3版) ・電子媒体(CD-ROM等) 本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成納品すること。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				建設発生土処分場設計関係歩掛		歩掛については建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」(平成26年8月)より、以下のとおりとしている。 ○林地開発申請書作成 修正業務、A=4.5ha(補正:面積1.12、修正業務0.85) ・設計計画:技師(B)0.57人、技師(C)0.57人 ・現地踏査:技師(B)0.57人、技師(C)0.57人 ・事業計画書:技師(C)1.05人 ・概要説明資料作成:技師(B)0.57人、技師(C)1.05人 ・森林地番明細書:技師(C)0.57人、技術員0.57人 ・位置図:技術員0.57人 ・現況写真等:技師(C)0.57人 ・防災施設設計根拠等:技師(B)0.57人、技師(C)0.57人 ・区域図:技師(C)0.57人、技術員1.05人 ・現況図:技師(C)0.57人、技術員0.57人 ・利用計画図:技師(B)0.57人、技師(C)0.57人、技術員1.05人 ・求積図:技師(B)1.05人、技師(C)3.14人、技術員5.23人 ・残置森林等配置図:技術員1.05人 ・標準断面図:技術員0.57人 ・縦断面図:技術員0.57人 ・土砂流出計算書:技師(B)1.05人、技師(C)2.09人 ・流量計算:技師(B)1.05人、技師(C)2.09人 ・流域図:技師(C)0.57人 ・伐採届:技師(B)0.57人、技師(C)1.05人 ・打合せ協議:技師(B)1.10人、技師(C)1.10人 ・打合せ協議(農林局):技師(B)0.6人、技師(C)0.6人

【用地調査業務】						
編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		【用地調査業務】 ○立竹林調査 A=5,000m ²
			1	主任担当者	1	用地調査業務における主任担当者を定めるものとする。
			2	照査技術者	1	用地調査業務における、照査技術者を定めるものとする。
追加				成果物の提出		報告書2部。内訳は以下。 ・業務報告書 ・図面 ・縮小版製本(A3版) ・電子媒体(CD-ROM等) 本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成納品すること。